

【1】対象事業所等の要件について

【問1】 どのような「中小企業事業者」が補助の対象となりますか。
資本金等がない場合はどのように判断するのですか。

【回答】 対象となる「中小企業事業者」については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定められており、資本金等又は常時使用する労働者数のいずれかを満たす事業者が該当します。

また、いわゆる「みなし大企業」（大企業が資本金の2分の1以上を所有、役員2分の1以上を大企業の役員が兼務など）についても、上記要件に該当するものであれば対象となります。

なお、資本金の額又は出資の総額がない場合は、常時使用する労働者数により判断します。

【問2】 「常時使用する労働者の数」は、どのように算定するのですか。

【回答】 本補助金における「常時使用する労働者の数」は、中小企業基本法における「中小企業者」の「常時使用する従業員」に準ずることとしています。

同法の「常時使用する従業員」については、労働基準法第20条で定める「解雇の予告を必要とする者」とされており、具体的には、労働基準法第21条に該当しない者（下記参照）が「常時使用する労働者」に該当します。

なお、派遣労働者については、派遣元でカウントしてください。

また、「中小企業者」の要件である常時使用する従業員数は、申請時点の人数で算定します。交付決定以降に労働者数が増えていても、申請時に要件を満たしていれば問題ありません。

<参考：労働基準法第21条>

前条（解雇の予告）の規定は、左（次）の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 二箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

【問3】 要領第1の1に「申請は事業所単位であること」とありますが、事業所単位はどのように判断すればよいですか。

【回答】 労働保険番号で判断します。異なる場所に複数の施設が存在する場合でも、労働保険番号が同一であれば、1つの事業所として扱います。

【問4】 県内事業所で就労しているが、居住地が県外の場合でも居住環境整備の対象となりますか。

【回答】 受入れ事業所が県内にあることが条件となるため、補助対象となります。
なお、受入れ事業所は、技能実習計画や雇用契約書等に記載のある就労先を指します。
監理団体においては、県内に主たる事業所を有していることが条件となります。

【問5】 労働保険の任意加入事業場ですが、労働保険に未加入でも補助の対象となりますか。

【回答】 本補助金は、労働保険、社会保険等に適切に加入している事業場を対象としています。
そのため、労働保険の任意加入事業場の場合、労働保険及び社会保険等に加入しなければ補助対象とはなりません。

労働保険暫定任意適用事業場であっても、既に労働保険の加入手続を済ませており、その上で滞納している場合には、滞納保険料を納付しなければ補助対象とはなりません。

また、雇用保険の被保険者（労働者）を使用していたり、二元適用事業の場合は、労災保険適用事業場となりますので注意してください。

【問6】 事業所の業務継続期間に要件はありますか。例えば、新たに事業所を設けた直後や、個人事業主が法人化した直後でも補助対象となるのでしょうか。

【回答】 本補助金の賃金引上げ対象者は「雇入れ後1月を経過した労働者」ですが、事業所の継続期間を要件としていません。

外国人労働者等の就労環境整備及びコミュニケーション等の支援に寄与する取組を実施するのであれば、新たに事業所を設けた直後でも補助対象となり得ます。

また、個人事業が法人化した場合でも、法人化前に雇入れ後1年以上経過した労働者を使用している場合は、上記と同様、法人化後の経過期間にかかわらず、補助対象となり得ます。

【問7】 申請時点で外国人労働者等を受入れていない事業所は、補助対象となりますか。

【回答】 申請時点で外国人労働者等を受入れていない事業所は、補助対象とはなりません。
ただし、令和6年12月27日までに外国人労働者等を新たに雇用する具体的な計画がある場合は、対象となり得ます。

【2】賃金の引上げについて

【問8】 現在見習い中で、数ヶ月後に賃金引上げを予定している労働者がいます。その労働者の賃金も、賃金引上げ要件の総支給額とみなされるのでしょうか。

【回答】 見習い、研修、試用期間中等の労働者について、一定期間経過後に予定される賃金引上げは、補助対象要件の賃金の引上げには当たりません。

なお、本補助金を利用して一般の労働者の賃金引上げがなされた場合、試用期間中等の労働者について、同額以上の引上げを行えば、賃金引上げがなされたものと取り扱います。そ

の場合の試用期間中の定めについては、別途就業規則等で定める必要があります。

【問 9】 交付申請後、計画に基づく賃金の引上げはいつまでに行えばよいですか。

【回答】 賃金の引上げは、令和6年4月1日から事業完了期日までの間に行ってください。交付申請時に、申請日より前の日付に遡って賃金引上げ及び差額を遡及支給する場合は対象外となりますのでご注意ください。

また、実際の支払いは交付申請日から実績報告書（第8号様式）の提出日までに行う必要があります。

【問 10】 手当等を減額して基本給を引き上げた場合でも、本補助金における賃上げコースの要件を満たす引き上げと認められますか。

【回答】 本補助金の賃上げコースは、全従業員に支払った賃金を対象として、賃金増加率計算表における増加率が賃上げ前より1.5%以上増えている場合に要件達成となります。従って、例えば、賃金引き上げに際し、賃金体系全体を見直して一部の手当等を減額する場合でも、このことのみにより交付対象とならないものではありません。しかし、見直し後、すべての従業員に対して支払う賃金において、賃金増加率計算表に含まれない各種手当等引き下げがされていないか賃金台帳等で確認のうえ、賃上げコース要件を満たしているかを最終的に判断します。

【問 11】 賃金の引き上げを、2回に分けて（二段階で）行うことはできますか。

【回答】 賃金の引上げについては、2回に分けて行うことができます。

【問 12】 地域別最賃の発効日以後に賃金を引き上げても補助要件を満たしますか。

【回答】 地域別最賃の発効日以後に賃金を引き上げる場合も本補助金の対象となります。

【3】補助要件について

【問 13】 どのような就業環境等整備が補助の対象となるのですか。

【回答】 補助対象となるのは、外国人労働者等のための就労・居住環境整備に要する経費（寮、食堂等の改修費及び設備導入費（生活用品や汎用性のあるものを除く）等）、外国人労働者等とのコミュニケーションの促進に要する経費（翻訳機器購入費、日本語習得や多文化共生のための研修費用、メンター制度・メンタルヘルス対策実施における講師謝金、日本語学習教材の購入費等）、外国人労働者等のスキルアップ支援に要する経費（技能習得のための講習費用（免許取得費用は除く））、及び外国人労働者を受入れている他の事業者との合同交流会開催費等となりますが、その具体的な対象は要領別紙に示されています。

例として、自社で所有す寮のリフォーム、リノベーションに関する費用が想定されます。

なお、上記に該当する設備投資等であっても、補助対象外となるものもあるため、ご注意ください。

【問 14】 就労・居住環境整備として実施したリフォームの着手日、コミュニケーション等支援として導入した機器等の納品日が交付決定前になった場合でも、補助を受けることはできますか。

【回答】 居住環境整備としてのリフォームの着手や、コミュニケーション等支援として購入した機器等の納品は、交付決定後でなければならず、交付決定前に着手、納品された場合は補助を受けることはできませんので、ご注意ください。

一方、申請後であれば、交付決定前であってもリフォームや導入予定機器等を発注すること自体は差し支えありませんが、交付決定を受けられなかった場合は、自己負担となりますのでご注意ください。

【問 15】 相互の関連はない複数の就労・居住環境整備、コミュニケーション等支援を行います。まとめた金額を総事業費として申請することはできますか。

【回答】 相互の関連はない複数の就労・居住環境整備、コミュニケーション等支援であっても、それぞれが外国人労働者等の入職や県内定着促進に資するものであれば、合計の額をもって申請し、上限額を限度として補助を受けることができます。

【問 16】 就労・居住環境整備を自社で施工するものでも補助対象となりますか。

【回答】 原則として、自社で施工するものは補助の対象外ですが、施工等に要する原材料費のみを事業費とするものは補助対象となります。

ただし、この場合においても、原材料費について二者以上からの見積もりが必要となりますのでご注意ください。

【問 17】 パソコンやタブレット端末等の購入は、補助対象となりますか。

【回答】 パソコンの購入、買い換えや、汎用タブレット端末等は補助対象にはなりません。

【問 18】 外国人労働者等とのコミュニケーションの促進に要する経費は、どのようなものが補助対象となりますか。

【回答】 外国人労働者等の県内定着促進に資すると認められるものに限られており、そのような取り組みであれば補助対象となります。

なお、従前から実施してきているイベント等について、それらの開催に係る費用は対象外となります。ただし、内容を見直して新たに実施するもの、既存のイベント等と関連して行う新たなサイドイベント等に係る費用については補助対象となり得ます。

【問 19】 イベント等の開催における主催者及び参加者の交通費、飲食費は補助対象となりますか。

【回答】 交通費、飲食費は補助対象外です。そのほかにも、スタッフ及び参加者の人件費や景品等は補助対象外です。

イベント開催においては、会場及びイベント開催のために必要となる機材等のレンタル費用が補助対象となり得ます。

【問 20】 業務に必要なあるいは有益な資格を取得するための費用は補助対象となりますか。

【回答】 外国人労働者等が業務に従事する上で必須又は有益となる資格のための取得または勉強のための費用は補助対象となります。

【問 21】 外部研修等に参加する際の、参加者宿泊費は補助対象となりますか。

【回答】 宿泊費は補助対象外です。

【問 22】 振込手数料は補助対象となりますか。

【回答】 振込手数料は補助対象外です。

【問 23】 自転車の補助対象要件はありますか。

【回答】 通勤や日常生活の利便性を向上させるための自転車を購入する際に、①交通安全指導を行う②防犯登録をする③自転車損害賠償責任保険等へ加入をする④自転車管理簿を作成することが必要です。また、実績報告書提出時に①交通安全指導実施報告書（様式任意。実施日時、実施場所、参加者、実施内容を記載し、実施時の写真を添付すること）②自転車防犯登録カード（お客様控え）の写し③自転車保険の保険証券の写し（保険に加入していることが確認できる資料）④自転車管理簿の写しを提出していただきます。なお、自転車の種類はシティサイクル又は電動自転車に限定されていますのでご注意ください。

【問 24】 労働安全衛生法による技能講習や特別教育で見積書等の発行ができない場合はどうしたらいいですか。

【回答】 労働安全衛生法による技能講習や特別教育は見積書が取得できないことが多いため、交付申請時は、①講習名②受講代・テキスト代③日程が記載されているインターネット上の画面、案内文書、チラシ等の写しを代替の添付資料として認めます。また、実績報告書提出時には納品書に代わり修了証の写し（講習や特別教育を受けたことが確認できるもの）を、請求書については講習実施機関等に請求書発行可否を確認し、発行できない場合は申込書の写し及び振込先が記載されているインターネット上の画面、案内文、チラシ等の写しを提出してください。

【4】支給対象外となる事由

【問 25】 本人の希望で短時間勤務等へ変更し、賃金の引下げを行いました。
この場合も、支給対象外となる賃金引下げに当たりますか。

【回答】 要綱上、所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少が労働者の都合による場合は、賃金を引き下げた場合に当たらない旨が示されています（要綱第3条第3項第4号ウ）。そのため、本人希望による短時間勤務や所定労働日の少ない勤務への変更に伴い賃金の引下げがあった場合でも、補助対象となり得ます。

なお、こうした場合については、労働者自身の希望によるものであることを明らかにするため、所定労働時間の短縮等を申し出る旨及びその理由が簡潔に記載され、労働者の署名又は記名押印のある書面を事業実績報告書に添付して提出してください。

【問 26】 定年退職後の再雇用の際等に賃金が減少するのは、賃金引下げに当たりますか。

【回答】 賃金規程に基づく賃金の減少については、設問のケースの他、賃金体系上、高齢期にいわゆる賃金カーブが右肩下がりになっていることによるものについても、要綱第3条第3項第4号の賃金引下げには該当しません。

【問 27】 人事評価に基づく賃金引下げは、どのようなものでも賃金引下げには当たらないと考えてよいのですか。

【回答】 要領上、人事評価制度による賃金額の見直し等正当な理由によると大分県中小企業団体中央会が認めた場合は、賃金の引下げには当たらないとされています（要領第1の6のなお書）。

これについては、単に人事評価制度が設けられているか否かだけでなく、例えば、賃金の減額は、当該労働者の業績が不良である等具体的な事由に基づきなされるものとなっているか等、制度の合理性及び運用の適切性を踏まえて判断することとなります。

【問 28】 基本給を減額するとともに、手当を新設、増額する賃金体系の変更は賃金引下げに当たりますか。

【回答】 基本給を減額するものであっても、手当が新設、増額される等により、賃金算定期間毎の賃金総額が減少する労働者が生じないような賃金体系の変更の場合は、要綱第3条第3項第4号の賃金引下げには当たりません。

【問 29】 経営不振、生産調整による賃金引下げは、本事業の賃金引下げに当たりますか。

【回答】 設問のような状況の下での賃金引下げについては、要綱第3条第3項第4号イに当たる場合の他、所定労働時間（日数）の短縮（減少）による月当たりの賃金額を引き下げた場合についても、同号ウに該当するため補助対象となりません。

【5】他の助成金等との併給調整

【問 30】 「国又は地方公共団体」以外の公益財団法人等からの助成は、併せて受けることができますか。

【回答】 公益財団法人等から、本補助金の対象と同一の費用に対する助成等を受ける場合は、「その他これに類する助成等を受けている場合」(要綱第3条第3項第4号エ)に該当することから、併せて補助を受けることはできません。

【6】交付申請について

【問 31】 同一企業の複数事業所で共同の就労・居住環境整備をする場合、どのように申請すればいいのですか。

【回答】 本補助金は、事業所ごとに申請することとなっています。設問の場合、個別に算定できない本社における就労・居住環境整備の費用について申請するものですが、そうした場合には、事業所数で按分して費用を算出してください。

【問 32】 相見積が不要となる「相見積を取ることで難しい」場合とは、どのような例がありますか。また、その場合、何か留意点がありますか。

【回答】 相見積が不要となるのは、例えば、特殊な作業等が必要な場合であって、実施可能な業者がその地区で1社に限られる場合等が考えられます。これらのように、二者以上の見積を取ることが困難な場合は、その旨を記載した理由書(様式任意)を提出し、一者見積もりでの妥当性について審査により認められることがあります。

【7】計画の変更について

【問 33】 計画変更申請が不要である「軽微な変更」とはどのようなものですか。

【回答】 例えば、下記については軽微な変更となります。

- ① 申請時の見積額より安価となった場合
- ② 事業完了予定期日を超えない賃金引上日や補助対象作業等の完了期日の変更
(事業完了予定期日を超える変更の場合は、変更承認申請が必要です。)

【問 34】 交付決定前あるいは決定後に取下げする場合、どのようにすればいいのでしょうか。

【回答】 申請の取下げについては、要綱第8条に定められていますが、いずれの場合についても、申請を取下げるときは、取下書(様式任意)を提出してください。

なお、取下げの場合でも申請書原本は返却できませんが、見積書など添付資料については、申し出があれば原本を返却します。

【問 35】 補助上限100万円で申請をしたものの、期間内に賃金引き上げが実施できなかった場合はどうなりますか。

【回答】 期間内に賃金引き上げが実施できなかった場合でも、賃金引き上げ以外の要件を満たしていれば、通常枠への変更申請をすることで上限50万円の補助を受けることができます。

【問 36】 事業実施期間中に、外国人材都合で突然帰国や転職が決まり、外国人材が事業所からいなくなってしまった。この場合は、事業廃止となりますか。

【回答】 事業廃止となるので、事業中止（廃止）承認申請書を提出してください。

【8】報告事項について

【問 37】 実績報告書の提出時まで、就労・居住環境整備等に要する費用の値引きや金額の変更があった場合、別紙1（補助金精算書）の「A 総事業費」の額はどのように記載するのですか。

【回答】 実績報告書 別紙1（補助金精算書）の総事業費について、就労・居住環境整備等の値引き等により交付申請書 別紙3（所要額調書）の総事業費の額を下回った場合は、実際に支払った額を記載してください。

【問 38】 引き上げた賃金の実績報告書の提出期限までに支払えない場合はどうしたらいいですか。

【回答】 引き上げた賃金は、原則として実績報告書の提出日までに支払う必要があります。支払が確認できない場合は、賃上げコースでの補助対象外となりますのでご注意ください。

【問 39】 要綱第9条の「状況報告」の確認対象はどの労働者ですか。

【回答】 要綱第9条により、大分県中小企業団体中央会が事業の執行及び支出状況について報告を求める場合は、報告を求める対象期間中に在籍している労働者のうち、対象期間中に解雇等がなされた労働者及び賃金引上計画に基づいて賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写しを添付していただき、賃金額等を確認することとしています。

なお、補助金を交付する目的に必要な場合は、大分県中小企業団体中央会においてこれらの労働者以外の労働者についても賃金額等を確認することがありますので、その場合は、対象期間中に在籍している労働者全員が確認の対象になります。

【9】財産処分について

【問 40】 大分県補助金等交付規則第19条の財産処分制限の対象外となる期間「補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間」は具体的にはどのように定められていますか。

【回答】 要綱第6条第1項第5号において、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間」と定められています。中古品についても大蔵省令によることとなります。財産処分等の該当がある場合は、大分県中小企業団体中央会にお問い合わせください。

【問 41】 本補助金により取得した物品を処分するときはどうしたらいいですか。

【回答】 要綱第6条第1項第7号において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大分県中小企業団体中央会の承認を受けなければならないとされています。該当する場合は、大分県中小企業団体中央会にご相談ください。